

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市水道局契約規程（平成6年水道事業管理規程第7号）第3条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年1月8日

旭川市水道事業管理者 佐藤 幸輝

1 入札に付する物品購入等の内容

- (1) 物品番号 検-32
- (2) 物 品 名 水道メーター
- (3) 規 格 電子式単接続型（遠隔式）アズビル金門(株)製
口径20mm コード長10m
- (4) 数 量 1,500台
- (5) 納入場所 旭川市内の指定する場所
- (6) 納入期限 令和8年3月16日（月）
- (7) 納入条件 仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 公告の日において、旭川市水道局物品購入等の競争入札参加資格における営業種目「1460計測機器、分析機器」の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については14(3)参照。）
- (6) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、公告の日において、旭川市水道局物品購入等競争入札参加資格者名簿に「51市内」で登録されている者であること。

3 入札の参加申請

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2部

(2) 提出期間

公告の日から令和8年1月15日（木）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時45分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

〒070-8541

旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局庁舎3階

旭川市水道局上下水道部経営企画課契約係

電話 0166-24-3171

FAX 0166-25-9500

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。（ファクシミリによるものは受け付けない。）

なお、郵送する場合は、(3)にその旨を電話連絡の上、提出期限までに提出場所に到達するよう郵送手続を行うこと。

入札書は6(6)の期間に別途提出すること。

(5) 提出確認

申請書及び資料の提出があった者（以下「申請者」という。）には、申請書に受領印を押印のうえ、うち1部を交付する。

なお、申請書及び資料を提出したにもかかわらず交付がない場合は、3(3)に連絡し、確認すること。

(6) 入札参加資格の確認

申請者のうち、入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、令和8年1月19日（月）までにその理由を記載した文書により当該申請者へ通知する。

(7) 提出書類様式の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配布するほか、次の旭川市水道局ホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html>

(8) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 管理者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により管理者に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年1月21日（水） 午後5時15分

イ 提出場所 3(3)に同じ。

- ウ 提出方法 持参すること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (2) 管理者は、前項の説明を求められたときは、令和8年1月23日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 仕様書の閲覧等

- (1) 本物品購入等に係る仕様書は、別紙「水道メーター購入仕様書」のとおり。
- (2) 仕様書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書(様式4)を提出すること。
- ア 提出期限 令和8年1月22日(木)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。
- イ 提出場所 3(3)に同じ。
- ウ 提出方法 電話連絡のうえ、ファクシミリにより提出すること。
- (3) 前号の質疑応答書は、旭川市水道局ホームページにおいて公表する。

6 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時 令和8年1月28日(水) 午前9時
- (2) 開札の場所
旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局庁舎4階 第2会議室
- (3) 開札の方法
入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。
- (4) 開札の傍聴
入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市水道局物品購入等の競争入札(郵送方式)傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札当日午前9時までに3(3)まで申し込むこと。
なお、開札会場の都合により他の入札を併せて傍聴人は20名までとする。
- (5) 入札書の提出方法
事前に持参又は郵送すること(ファクシミリによる入札は認めない。))。
- ア 持参する場合
氏名(法人の場合はその名称又は商号)、件名を表記した封筒に入れ、3(3)まで持参すること。
- イ 郵送する場合
二重封筒とし、入札書を入れる封筒(内封筒)はアのとおり作成すること。外封筒には氏名(法人の場合はその名称又は商号)、開札日、物品番号、物品名を記載すること。
- ウ 旭川市水道局物品購入等競争入札(郵送方式)心得(以下「入札心得」という。)を承知すること。
- (6) 入札書の提出期間
令和8年1月20日(火)から令和8年1月27日(火)午後5時15分までとし、持参する場合は、休日を除く午前8時45分から午後5時15分までとする。
- (7) 入札方法
ア 総価で入札に付する。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札回数は2回を限度とする。

なお、1回目が不落の場合、2回目の開札日時及び提出期限を参加者に電話で通知するので、6(5)の方法で入札書を提出すること。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

また、管理者により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、確認の後旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約条項を示す場所

3(3)の場所で閲覧に供するほか、旭川市水道局ホームページにおいても公表する。

10 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

12 支払条件

一括後払いとする。

13 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該物品購入等の入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。

14 その他

- (1) 入札参加者は、旭川市水道局契約規程、旭川市水道局物品購入等事務取扱要綱、入

札心得、その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 2 (5)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

(ア) 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合

(4) その他入札に関する問い合わせ先

3 (3)に同じ。

15 現地の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画の適用

この入札は、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する旭川市水道局における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画（令和元年旭水経第78号）を適用するものである。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市水道事業管理者

申請者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

物品番号 検－３２

物 品 名 水道メーター

入 札 日 令和８年１月２８日

令和８年１月８日付けで入札公告のありました上記物品に係る競争入札参加資格について確認されたく、申請します。

なお、本申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

添付書類名	添付の有無
	有 ・ 無
	有 ・ 無

旭川市水道局受付印

※ この申請書は、受理時に旭川市水道局受付印を押印のうえ１部返却するので、必ず２部（１部は写し可）提出すること。

※ 申請期限 令和８年１月１５日

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市水道事業管理者
(電話番号 0166-24-3171)
(FAX 番号 0166-25-9500)

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

質問年月日 令和 年 月 日

物品番号			
物 品 名			
質 疑 事 項	回 答 事 項		

第 _____ 回

番号 検-32 番

入 札 書

1 金 額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(金額の頭に¥を記入のこと)

2 件 名 水道メーター

競争入札心得及び仕様書承諾の上、上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市水道事業管理者

住所

商号又は
名称

代表者
職氏名

印

旭川市水道局物品購入等競争入札（郵送方式）心得

（総則）

第1条 旭川市水道局の発注に係る物品購入等の一般競争又は指名競争による入札に当たっては、別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

（入札保証金）

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額の100分の3以上に相当する額の入札保証金を納付し、又は旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の認める担保を提供しなければなりません。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。

2 前項ただし書の入札保証金の納付を免除する理由が、旭川市水道局を被保険者とする入札保証保険証券の提出である場合の入札保証保険は、定額(定率)のてん補の特約があるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行の振出し又は支払保証した小切手
- (3) 管理者が確実と認める社債
- (4) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が引き受け、保証又は裏書した手形
- (5) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (6) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関の保証

4 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して提出してください。

5 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出しなければなりません。

6 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は管理者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証であるときは、当該保証に係る保証書を提出しなければなりません。

7 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えに返還します。

8 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、旭川市水道局に帰属します。

9 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該契

約金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を旭川市水道局に納付しなければなりません。

(入札辞退の自由)

第 3 条 入札参加者は、開札までに入札辞退届を管理者（経営企画課契約係）に提出し、入札を辞退することができます。ただし、初度の入札を辞退した者は、再度の入札に参加することはできません。

2 前項により入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

第 5 条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札)

第 6 条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名、件名を表記し、あらかじめ指定された日時までに管理者に提出しなければなりません。また、郵送により提出する場合は、その封書をさらに氏名、開札日、物品番号、物品名を記載した発送用の封筒に封入の上郵送しなければなりません。

(入札書の書換え等の禁止)

第 7 条 入札参加者は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第 8 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札

- (4) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (5) 公告等で示した入札書の到達期限までに持参又は郵送により到達しなかった入札
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (7) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第9条 開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札事務に関係のない職員の立会いの下で行います。

- 2 入札参加者は、旭川市水道局物品購入等の競争入札（郵送方式）傍聴要領の規定に基づき、開札を傍聴することができます。

(再度入札)

第10条 開札の結果、落札に至らない場合は、第1回の入札参加者により再度の入札を実施しますが、再度の入札の執行回数は原則として1回とします。また、再度の入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

- 第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、物品の売払いの場合は最高の価格で入札した者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

(落札者の取消し)

- 第12条 落札者が次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すものとします。
- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を締結しないとき。
 - (2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。
 - (3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、別に定めた契約書に記名押印の上、落札決定の日から7日以内に関係書類と共に管理者（経営企画課契約係）に提出してください。

(契約保証金)

第14条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。

2 落札者が契約保証金の納付に代えて提供することができる担保については、第2条第3項の規定を準用します。

3 第2条第6項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用します。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債券を提供するときは、第2条第5項の規定を準用します。

5 落札者は、第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に旭川市水道局を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときには、管理者が指示するときまでに当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければなりません。

6 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部若しくは全部を契約保証金の一部に充てることができます。

7 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、旭川市水道局に帰属します。

8 落札者であって契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、当該契約金額の100分の10に相当する額の違約金を旭川市水道局に納付しなければなりません。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

2 入札をした者は、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

－お願い－

1) 入札書を提出する前に、記載内容の十分な確認をお願いします。

2) 入札書、辞退届等、執行に関して不明な点等があれば経営企画課契約係に問い合わせてください。(直通電話) 24-3171

入札書等記載説明（持参又は郵送提出用）

1 入札書の記載方法について

（１）金額

- ア 消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入してください。
- イ 金額の頭に¥を記入してください。
- ウ 入札書の内容を加除訂正（修正液の使用を含む。）すると無効になりますので御注意ください。

（２）記名押印等

- ア 代表者の住所、商号又は名称、職氏名を記入してください。
- イ 代表者の印を押印してください。

【記載例】

住所	旭川市〇〇条〇〇丁目〇番〇号
商号又は名称	株式会社〇〇商店
代表者職氏名	代表取締役社長〇〇 〇〇 印

2 入札書封入封筒について

任意の封筒に、自己の氏名及び物品名を表記の上、入札書を封入してください。
持参する場合は、この封筒を提出してください。

【記載例】

株式会社〇〇商店
代表取締役社長〇〇 〇〇
物品番号 〇〇－〇
物品名 〇〇〇

3 郵送用封筒について

封筒貼付け用様式について、①～④を記入し、任意の封筒に貼付してください。
この封筒に上記２の入札書封入封筒を入れて郵送してください。

入札書・封筒・封筒貼付け用様式の記入に当たっては、インクの消えるタイプのペンは避けてください。

※点線から切り取り、封筒の表側に糊付けして使用してください。

※①～④の欄に必要事項を記載してください。

0708541

旭川市上常盤町1丁目

旭川市水道局

上下水道部経営企画課

契約係 行

切手

入札書在中

①
差出人

②開札日

令和 年 月 日

③物品番号

④物品名

水道メーター